

**指定管理者の指定に係る選定審査について(報告)**

平成30年10月

国立市指定管理者選定委員会

## 目次

はじめに	1
1. 審査対象施設の概要	2
2. 審査手法	5
3. 個別施設の審査結果	
(1)コミュニティ施設【地域集会所(11施設)、地域福祉館(5施設)、 地域防災センター(5施設)、南区公会堂】	6
(2)くにたち市民芸術小ホール、くにたち郷土文化館、国立市古民家、 くにたち市民総合体育館	12
(3)有料公園施設及び有料広場施設【河川敷公園(野球場2面、サッカー場1面)、 谷保第3公園(野球場1面、テニスコート3面)、矢川上公園(テニスコート3面)、流 域下水道処理場広場(少年野球場兼ソフトボール場1面、テニスコート 4面)】	20

## 資料

- ①指定管理者選定委員会等開催経過
- ②国立市指定管理者選定委員会委員名簿

## はじめに

国立市指定管理者選定委員会は、指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に行うため設置されています。その役割は大別すると、次の事項となります。

- (1) 指定管理者制度の導入手法、指定期間、選定基準について、各施設の選定検討部会報告書を基に審査、検討を行うこと。
- (2) 指定管理者の候補者について審査すること。
- (3) 指定管理者制度への移行後、必要に応じて指定管理者の指定の取消し、又は管理業務の停止の処理について審査すること。

国立市指定管理者選定委員会では、まず、上記事項(1)の公の施設の指定管理者の導入手法・指定期間・選定基準について、平成30年6月29日に検討を行い、平成30年8月に別途報告を行いました。

その中で確認された各施設の選定基準に従い、指定管理者の候補者から提出された事業計画書、収支計画書及び出席を求めた審査対象施設へのヒアリングをもとに、上記事項のうち、(2)の事項について平成30年9月18日と10月9日の2回にわたって集中的に審査を行いました。

その結果、選定基準を完全には満たさないものや、施設運営のいっそうの向上に努めてもらうため付帯意見を付す事項が一部見受けられましたが、改善することは可能で、いずれの指定管理者候補者についても、概ね選定基準に適合すると判断し、継続指定とすることとなりました。

以上の審査等に基づき、コミュニティ施設等 22 施設、くにたち市民芸術小ホール、くにたち郷土文化館、国立市古民家、くにたち市民総合体育館、有料公園施設及び有料広場施設の審査結果等につきまして、以下のとおり報告いたします。

## 1. 審査対象施設の概要

### (1) コミュニティ施設

【地域集会所(11施設)、地域福祉館(5施設)、地域防災センター(5施設)、南区公会堂】

#### ① 施設の目的

地域集会所及び地域福祉館は集会の場として地域住民の利用に供し、地域社会の住民福祉の増進を図るため設置されている。

地域防災センターは地域住民の自主防災活動の拠点とし、防災知識等の普及啓発並びに日常的な地域社会のコミュニティ活動の増進を図るため設置されている。

南区公会堂はコミュニティの活性化による地域文化の向上、情報発信の拠点づくり及び地域集会所施設の活用による地域住民の福祉の増進を図るために設置されている。

#### ② 施設の規模

No.	施設名	所在地	延床面積	建築年度
1	矢川集会所	富士見台3-32-4	114.4㎡	昭和48
2	富士見台一丁目集会所	富士見台1-8-4	92.9㎡	平成15
3	中一丁目集会所	中1-10-34	52.5㎡	昭和59
4	千丑集会所	谷保7190-4	133.9㎡	昭和60
5	一本松公会堂	谷保4130	126.3㎡	平成27
6	四軒在家福祉館	谷保6775	168.1㎡	昭和48
7	久保公会堂	谷保6256-8	141.1㎡	昭和49
8	坂下集会所	谷保749-2	155.3㎡	平成2
9	石神集会所	谷保7103-2	159.1㎡	平成2
10	谷保東集会所	谷保7-17-1	155.4㎡	平成3
11	富士見台二丁目集会所	富士見台2-32-1	190.3㎡	平成8
12	南区公会堂	谷保3143-1	367.8㎡	平成24
13	くにたち立東福祉館	北3-23-1	207.7㎡	昭和47
14	青柳福祉センター	青柳2-8-60	582.0㎡	昭和50
15	西福祉館	西2-17-32	336.3㎡	昭和50
16	東福祉館	東3-18-32	344.5㎡	昭和53
17	北福祉館	北2-19-1	342.6㎡	昭和54
18	中平地域防災センター	谷保6087-1	159.0㎡	昭和55

No.	施設名	所在地	延床面積	建築年度
19	東地域防災センター	東1-13-13	243.2㎡	昭和57
20	下谷保地域防災センター	谷保5066	228.1㎡	昭和59
21	富士見台地域防災センター	富士見台3-13-5	230.3㎡	昭和61
22	中地域防災センター	中2-10-7	252.9㎡	平成1

**(2)くにたち市民芸術小ホール、くにたち郷土文化館、国立市古民家、くにたち市民総合体育館**

**・くにたち市民芸術小ホール**

①施設の目的

市民の芸術、文化の普及振興を図り、地域文化の創造と向上に寄与するため設置されている。

②施設の規模

所在地	構造	延床面積	開設年
富士見台2-4 8-1	鉄筋コンクリート・一部鉄骨造 地上3階 地下1階	3,217.3㎡	昭和62年

**・くにたち郷土文化館**

①施設の目的

郷土の歴史、民俗及び自然その他文化、教育に関する資料を収集、保管、展示して市民の利用に供するとともに、地域文化の継承と創造並びにその発展に寄与するため設置されている。

②施設の規模

所在地	構造	延床面積	開設年
谷保6231	鉄筋コンクリート・一部鉄骨造 地上1階 地下1階	2,181.7㎡	平成5年

**・国立市古民家**

①施設の目的

市内の古民家を復元・保存し、市民の利用に供することによって、郷土文化の継承及び発展に寄与するため設置されている。

②施設の規模

所在地	構造	延床面積	開設年
泉5-21-20	木造及びコンクリート ブロック造	137.1㎡	平成2年

・くにたち市民総合体育館

①施設の目的

市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、もって健康で文化的な市民生活の向上に寄与するため設置されている。

②施設の規模

施設名	所在地	延床面積	建築年度
市民総合体育館	富士見台2-48-1	6,123.8㎡	昭和57
南市民プラザトレーニング室	泉2-3-2	322.0㎡	平成9

(3)有料公園施設及び有料広場施設

【河川敷公園(野球場2面、サッカー場1面)、谷保第3公園(野球場1面、テニスコート3面)、矢川上公園(テニスコート3面)、流域下水道処理場広場(少年野球場兼ソフトボール場1面・テニスコート4面)】

①施設の目的

住民福祉の増進に寄与するため設置されている。

②施設の詳細

施設名	所在地	面積
河川敷公園	谷保9544	野球場2面、サッカー場1面
谷保第3公園	富士見台2-34	野球場1面、テニスコート3面
矢川上公園	富士見台4-4	テニスコート3面
流域下水道処理場広場	泉1-24-45	少年野球場兼ソフトボール場1面、テニスコート4面

## 2. 審査手法

### (1) 選定基準の評価の仕方

○△×の3段階で評価。

○＝評価の観点を概ね満たしている

△＝評価の観点を一部満たしていない部分があるが、現状の管理運営内容の水準以上である。

×＝評価の観点を満たしていない部分が多く、現状の管理運営内容の水準未  
満である。

### (2) 審査の考え方

△及び×の数や内容等を総合的に勘案して指定管理者の候補者とするか否かを判断する。

### (3) 評価単位

評価の観点の丸数字ごとに○△×をつける。

### (4) 申請書類の説明及び担当課の評価

審査の参考とするため、担当課の申請書類に対する評価を提出するとともに、申請団体には会議において事業計画書の説明(ヒアリング)を行う。ただし、コミュニティ施設については、内容が似通っている部分も多く、申請団体のヒアリングは代表の1団体のみとする。

### 3. 個別施設の審査結果

#### (1) コミュニティ施設

【地域集会所(11施設)、地域福祉館(5施設)、地域防災センター(5施設)、南区公会堂】

##### ① 指定申請者

No.	施設名	指定申請者
1	矢川集会所	矢川集会所運営委員会
2	富士見台一丁目集会所	富士見台一丁目集会所運営委員会
3	中一丁目集会所	中一丁目集会所運営委員会
4	千丑集会所	千丑集会所運営委員会
5	一本松公会堂	下組自治会
6	四軒在家福祉館	四軒在家福祉館運営委員会
7	久保公会堂	久保町内会
8	坂下集会所	坂下集会所運営委員会
9	石神集会所	石神集会所運営委員会
10	谷保東集会所	谷保東集会所運営委員会
11	富士見台二丁目集会所	富士見台二丁目集会所運営委員会
12	南区公会堂	南区公会堂運営委員会
13	くにたち立東福祉館	くにたち立東福祉館運営委員会
14	青柳福祉センター	青柳福祉センター運営委員会
15	西福祉館	西福祉館運営委員会
16	東福祉館	東福祉館運営委員会
17	北福祉館	北福祉館運営委員会
18	中平地域防災センター	中平自治会
19	東地域防災センター	東地域防災センター管理運営委員会
20	下谷保地域防災センター	下谷保町内会
21	富士見台地域防災センター	富士見台地域防災センター管理運営委員会
22	中地域防災センター	中地域防災センター管理運営委員会

##### ② 審査結果

それぞれの施設において地域での役割を意識し、住民に密着した活動を行っている各運営委員会の実績を評価する。また、選定基準の評価の観点はすべて満たしているため、指定申請者を指定管理者の候補者とすることが適当である。



今後、運営委員会の高齢化等の課題や地域性、それぞれの地域住民のニーズ、コミュニティの活性化等の各施設の目的に配慮しつつも、下記の付帯意見を参考に地域住民に対するサービス向上が図られることを期待する。

### ③付帯意見

#### ・施設利用者の金銭徴収の考え方について

現在、施設の利用者が実費程度の金銭を徴収することは可能であるが、営利目的としての利用は認められていない。地域コミュニティの発展や市民の活動を活発化させるため、非営利団体等がより活動しやすくなるよう、施設利用者の金銭徴収の考え方について改めて検討されたい。

#### ・利用料金制度の導入拡大について

コミュニティ施設のうち利用料金制度を採用しているのは3施設のみである。市の財政負担軽減や各運営委員会の活動を強化するため、運営委員会にとってインセンティブとなる利用料金制度の仕組み及び利用料金制度を採用する施設の拡大を検討されたい。

#### ・運営委員会間の情報共有について

利用率の増加策や効果的な管理運営方法など、各施設で行なわれている好事例をすべての運営委員会で情報共有できる仕組みづくりを検討されたい。

#### ・指定管理者の運営体制について

各運営委員会は規約を定めて活動しているが、一部で現実に即していない状況も見受けられる。市ではその状況を把握し、必要に応じて適切な指導を行うべきである。

## 地域集会所指定管理者候補者選定審査結果

審査項目	評価の観点	評価
1.市民等の平等な利用を確保することができるものであるか。	①施設の管理運営方針が、市の施策及び施設の設置目的と合致しているか。	○
	②施設の利用について一部の市民を優遇したりすることなく、受付も平等に行われているか。	○
2.施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。	①サービス向上を図るための取り組みについて。(サービス向上のための取り組み内容は適切か)	○
	②施設の特性を活かした取り組みについて。(取り組み内容は、施設の特性を十分に活かしたものであるか)	○
	③施設の維持管理について。(維持管理の安全性への配慮及び効率性の取り組みがなされているか)	○
	④広報活動は適切か。	○
3.管理運営に係る経費の削減が図られるものであるか。	①経費の削減について努力がみられるか。	○
4.管理運営を安定して行うために必要な物的能力、人的能力を有しているか。	①収入金・支出金の経理が適正かどうか。	○
	②個人情報取扱いの体制は適切か。	○
	③施設を安定的に管理する体制になっているか。	○
5.その他	①環境保護に配慮した取り組みを行っているか。	○
	②施設の衛生管理は適切か。	○

## 地域福祉館指定管理者候補者選定審査結果

審査項目	評価の観点	評価
1.市民等の平等な利用を確保することができるものであるか。	①施設の管理運営方針が、市の施策及び施設の設置目的と合致しているか。	○
	②施設の利用について一部の市民を優遇したりすることなく、受付も平等に行われているか。	○
2.施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。	①サービス向上を図るための取り組みについて。(サービス向上のための取り組み内容は適切か)	○
	②施設の特性を活かした取り組みについて。(取り組み内容は、施設の特性を十分に活かしたものであるか)	○
	③施設の維持管理について。(維持管理の安全性への配慮及び効率性の取り組みがなされているか)	○
	④広報活動は適切か。	○
3.管理運営に係る経費の削減が図られるものであるか。	①経費の削減について努力がみられるか。	○
4.管理運営を安定して行うために必要な物的能力、人的能力を有しているか。	①収入金・支出金の経理が適正かどうか。	○
	②個人情報取扱いの体制は適切か。	○
	③施設を安定的に管理する体制になっているか。	○
5.その他	①環境保護に配慮した取り組みを行っているか。	○
	②施設の衛生管理は適切か。	○

## 地域防災センター指定管理者候補者選定審査結果

審査項目	評価の観点	評価
1.市民等の平等な利用を確保することができるものであるか。	①施設の管理運営方針が、市の施策及び施設の設置目的と合致しているか。	○
	②施設の利用について一部の市民を優遇したりすることなく、受付も平等に行われているか。	○
2.施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。	①サービス向上を図るための取り組みについて。(サービス向上のための取り組み内容は適切か)	○
	②施設の特性を活かした取組について。(取り組み内容は、施設の特性を十分に活かしたものであるか)	○
	③施設の維持管理について。(維持管理の安全性への配慮及び効率性の取り組みがなされているか)	○
	④広報活動は適切か。	○
3.管理運営に係る経費の削減が図られるものであるか。	①経費の削減について努力がみられるか。	○
4.管理運営を安定して行うために必要な物的能力、人的能力を有しているか。	①収入金・支出金の経理が適正かどうか。	○
	②個人情報取扱いの体制は適切か。	○
	③施設を安定的に管理する体制になっているか。	○
5.その他	①環境保護に配慮した取り組みを行っているか。	○
	②施設の衛生管理は適切か。	○

## 南区公会堂指定管理者候補者選定審査結果

審査項目	評価の観点	評価
1.市民等の平等な利用を確保することができるものであるか。	①施設の管理運営方針が、市の施策及び施設の設置目的と合致しているか。	○
	②施設の利用について一部の市民を優遇したりすることなく、受付も平等に行われているか。	○
2.施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。	①サービス向上を図るための取り組みについて。(サービス向上のための取り組み内容は適切か)	○
	②施設の特性を活かした取組について。(取り組み内容は、施設の特性を十分に活かしたものであるか)	○
	③施設の維持管理について。(維持管理の安全性への配慮及び効率性の取り組みがなされているか)	○
	④広報活動は適切か。	○
3.管理運営に係る経費の削減が図られるものであるか。	①経費の削減について努力がみられるか。	○
4.管理運営を安定して行うために必要な物的能力、人的能力を有しているか。	①収入金・支出金の経理が適正かどうか。	○
	②個人情報取扱いの体制は適切か。	○
	③施設を安定的に管理する体制になっているか。	○
5.その他	①環境保護に配慮した取り組みを行っているか。	○
	②施設の衛生管理は適切か。	○

(2)くにたち市民芸術小ホール、くにたち郷土文化館、国立市古民家、くにたち市民総合体育館

①指定申請者

公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団

②審査結果

各施設の設置目的を十分理解し、市の施策への協力が行われている。利用者を増やすため、施設の稼働率向上や事業展開の工夫に取り組むとともに、堅実な施設の管理運営及び業務改善への取り組みがなされていることを評価する。

施設の個別事項に一部「△」の評価があるが、選定基準の評価の観点をほとんど満たしているため指定申請者を指定管理者の候補者に認定する。

③付帯意見

・くにたち芸術小ホールのイベントについて

市の財政負担を軽減する観点から、利用収入を増やすためには魅力的なプログラムの実施が求められる。コンサートや落語等以外に他の類似するホールで人気のあるイベントを参考に、ジャズやダンスなど若い世代に対しても魅力あるイベントの企画を検討されたい。

・寄附金について

課題として認識されているが、寄附金を集めるための工夫を行うことにより、プログラムの改善や利用者へのアプローチの改善にもつながることから、目標を立てながら積極的に取り組まれない。

・くにたち郷土文化館の利用者数について

利用者数のカウントが施設出入り口でのカウントとなっている。郷土文化館内には常設展のほか企画展や講堂など複数の利用目的がある。どのように郷土文化館が利用されているか正確に把握できるようカウントや表記の方法について検討されたい。

・くにたち郷土文化館の企画について

郷土文化館内での展示が主な事業となっているようであるが、学芸員によるツアーや市民ボランティアを活用したプログラムなど、積極的に外へ出ていく企画を検討されたい。

・指定管理料の返還金について

公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団は、毎年、指定管理料に余剰が出た場合には市に返還している。今後、余剰金を返還せずに積み立てることにより魅力的な自主事業の企画の実現や利用率向上のインセンティブとつながる可能性があることから、返還金の仕組みについて議論されたい。

くにたち市民芸術小ホール指定管理者候補者選定審査結果

審査項目	評価の観点	評価
1. 管理運営における基本方針	<b>【運営方針】</b> ・運営方針は市の事業及び施設の設置目的に合致しているか ・事業計画の見直しを実施できるか ・運営方針の職員を含む周知徹底を図ることは可能か 等	○
	<b>【コンプライアンス】</b> ・遵守すべき法令等を特定しているか ・法令の周知徹底を図ることは可能か 等	○
2. 平等な利用の確保	<b>【情報の提供】</b> ・施設・事業案内に関する情報を幅広く周知できるか ・施設内外の掲示や表示方法の工夫は可能か 等	○
	<b>【利用者への対応】</b> ・接遇マニュアルの策定の検討・導入を行えるか ・ニーズに沿ったサービスの提供を行う具体的な仕組みはあるか ・不公平のない接客をするための具体的な仕組みはあるか 等	○
3. 施設の設置目的に適合する利用促進	<b>【広報】</b> ・積極的に広報・PR活動を実施できるか ・ホームページの積極的な活用が図れるか ・新たな情報発信方法の検討・導入を行えるか 等	○
	<b>【苦情対応】</b> ・苦情対応マニュアルの検討・導入を行えるか ・寄せられた意見等の解決の仕組みはあるか 等	○
	<b>【利用者アンケート】</b> ・利用者アンケートの収集・活用・見直しを実施できるか 等	△
4. 適切な会計管理	・指定管理料の適正執行に関する監査等は実施されるか ・経理事務における内部チェックの仕組みは標準化されているか ・財政基盤(経営・収支)は安定しているか 等	○
5. 管理経費の縮減方策	・物品購入契約等に関する、入札(見積比較等)は実施されるか ・積算根拠を明確にした予算書等の作成は行われるか ・具体的な経費削減(又は歳入増加)の取組みを実施できるか 等	○
6. 職員体制及び研修体制	<b>【職員体制】</b> ・適正な職員の配置は可能か ・命令系統、責任権限が明確な執行体制の確立は可能か ・運営会議(ミーティング)等は定期的な開催は可能か 等	○



審査項目	評価の観点	評価
6. 職員体制及び研修体制	<b>【研修体制】</b> ・職員の研修計画(年次)を作成できるか ・職員が外部研修に参加しやすい環境を整備できるか ・利用者への応接等の職員研修を実施できるか 等	△
7. 個人情報保護対策	・個人情報の漏洩、滅失、き損及び改ざんの防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることは可能か ・利用目的等個人情報の取扱いについて、利用者等への明示は可能か ・個人情報に係る職員研修を実施できるか 等	○
8. 危機管理についての取り組み	<b>【安全・安心の体制】</b> ・チェックリストに基づく巡回点検を実施できるか ・緊急連絡体制の構築及び各職員への周知を行えるか 等	○
	<b>【緊急時対応】</b> ・「緊急時対応マニュアル」(防犯・防災・疾病・傷病含む)の策定の検討・導入を行えるか ・災害用備品・備蓄品を設置・維持できるか 等	○
9. 施設・設備の維持管理	<b>【施設・設備】</b> ・日常的な保守点検をチェックリストにより実施し、報告できるか ・定期的な保守点検を計画通り実施し、抽出された課題への迅速で抜本的な対応(処置)は可能か 等	△
	<b>【備品】</b> ・施設の「備品台帳」により備品を管理できるか ・利用者が直接使用する備品に安全性に関わる損傷等がないか定期的な確認を行えるか 等	○
	<b>【清掃】</b> ・日常的な清掃の点検をチェックリストにより実施し、報告できるか ・施設の衛生管理を適切に行えるか 等	○
10. 施設の設置目的に適合する自主事業の提案	芸術小ホールの設置目的である「市民の芸術、文化の普及振興を図り、地域文化の創造と向上に寄与する」に適合した自主事業の提案がなされているか	○

くにたち郷土文化館等指定管理者候補者選定審査結果

審査項目	評価の観点	評価
1. 管理運営における基本方針	<b>【運営方針】</b> ・運営方針は市の事業及び施設の設置目的に合致しているか ・事業計画の見直しを実施できるか ・運営方針の職員を含む周知徹底を図ることは可能か 等	○
	<b>【コンプライアンス】</b> ・遵守すべき法令等を特定しているか ・法令の周知徹底を図ることは可能か 等	○
2. 平等な利用の確保	<b>【情報の提供】</b> ・施設・事業案内に関する情報を幅広く周知できるか ・施設内外の掲示や表示方法の工夫は可能か 等	○
	<b>【利用者への対応】</b> ・接遇マニュアルの策定の検討・導入を行えるか ・ニーズに沿ったサービスの提供を行う具体的な仕組みはあるか ・不公平のない接客をするための具体的な仕組みはあるか 等	○
3. 施設の設置目的に適合する利用促進	<b>【広報】</b> ・積極的に広報・PR活動を実施できるか ・ホームページの積極的な活用が図れるか ・新たな情報発信方法の検討・導入を行えるか 等	○
	<b>【苦情対応】</b> ・苦情対応マニュアルの検討・導入を行えるか ・寄せられた意見等の解決の仕組みはあるか 等	○
	<b>【利用者アンケート】</b> ・利用者アンケートの収集・活用・見直しを実施できるか 等	△
4. 適切な会計管理	・指定管理料の適正執行に関する監査等は実施されるか ・経理事務における内部チェックの仕組みは標準化されているか ・財政基盤(経営・収支)は安定しているか 等	○
5. 管理経費の縮減方策	・物品購入契約等に関する、入札(見積比較等)は実施されるか ・積算根拠を明確にした予算書等の作成は行われるか ・具体的な経費削減(又は歳入増加)の取組みを実施できるか 等	○
6. 職員体制及び研修体制	<b>【職員体制】</b> ・適正な職員の配置は可能か ・命令系統、責任権限が明確な執行体制の確立は可能か ・運営会議(ミーティング)等は定期的な開催は可能か 等	○

審査項目	評価の観点	評価
6. 職員体制及び研修体制	<b>【研修体制】</b> ・職員の研修計画(年次)を作成できるか ・職員が外部研修に参加しやすい環境を整備できるか ・利用者への応接等の職員研修を実施できるか 等	△
7. 個人情報保護対策	・個人情報の漏洩、滅失、き損及び改ざんの防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることは可能か ・利用目的等個人情報の取扱いについて、利用者等への明示は可能か ・個人情報に係る職員研修を実施できるか 等	○
8. 危機管理についての取り組み	<b>【安全・安心の体制】</b> ・チェックリストに基づく巡回点検を実施できるか ・緊急連絡体制の構築及び各職員への周知を行えるか 等	○
	<b>【緊急時対応】</b> ・「緊急時対応マニュアル」(防犯・防災・疾病・傷病含む)の策定の検討・導入を行えるか ・災害用備品・備蓄品を設置・維持できるか 等	○
9. 施設・設備の維持管理	<b>【施設・設備】</b> ・日常的な保守点検をチェックリストにより実施し、報告できるか ・定期的な保守点検を計画通り実施し、抽出された課題への迅速で抜本的な対応(処置)は可能か 等	○
	<b>【備品】</b> ・施設の「備品台帳」により備品を管理できるか ・利用者が直接使用する備品に安全性に関わる損傷等がないか定期的な確認を行えるか 等	○
	<b>【清掃】</b> ・日常的な清掃の点検をチェックリストにより実施し、報告できるか ・施設の衛生管理を適切に行えるか 等	○
10. 施設の設置目的に適合する自主事業の提案	郷土文化館の設置目的である「資料の収集・保管・調査研究・展示等教育普及を通じ、地域文化の継承・創造に寄与することと併せて、市民の文化活動に貢献すること」、及び古民家の「郷土の伝統的な生活習慣や芸能、工芸等に関する体験の出来る空間」というコンセプトに適合した自主事業の提案がなされているか	○

くにたち市民総合体育館指定管理者候補者選定審査結果

審査項目	評価の観点	評価
1. 管理運営における基本方針	<b>【運営方針】</b> ・運営方針は市の事業及び施設の設置目的に合致しているか ・事業計画の見直しを実施できるか ・運営方針の職員を含む周知徹底を図ることは可能か 等	○
	<b>【コンプライアンス】</b> ・遵守すべき法令等を特定しているか ・法令の周知徹底を図ることは可能か 等	○
2. 平等な利用の確保	<b>【情報の提供】</b> ・施設・事業案内に関する情報を幅広く周知できるか ・施設内外の掲示や表示方法の工夫は可能か 等	○
	<b>【利用者への対応】</b> ・待遇マニュアルの策定の検討・導入を行えるか ・ニーズに沿ったサービスの提供を行う具体的な仕組みはあるか ・不公平のない接客をするための具体的な仕組みはあるか 等	○
3. 施設の設置目的に適合する利用促進	<b>【広報】</b> ・積極的に広報・PR活動を実施できるか ・ホームページの積極的な活用が図れるか ・新たな情報発信方法の検討・導入を行えるか 等	△
	<b>【苦情対応】</b> ・苦情対応マニュアルの検討・導入を行えるか ・寄せられた意見等の解決の仕組みはあるか 等	○
	<b>【利用者アンケート】</b> ・利用者アンケートの収集・活用・見直しを実施できるか 等	○
4. 適切な会計管理	・指定管理料の適正執行に関する監査等は実施されるか ・経理事務における内部チェックの仕組みは標準化されているか ・財政基盤(経営・収支)は安定しているか 等	○
5. 管理経費の縮減方策	・物品購入契約等に関する、入札(見積比較等)は実施されるか ・積算根拠を明確にした予算書等の作成は行われるか ・具体的な経費削減(又は歳入増加)の取組みを実施できるか 等	○
6. 職員体制及び研修体制	<b>【職員体制】</b> ・適正な職員の配置は可能か ・命令系統、責任権限が明確な執行体制の確立は可能か ・運営会議(ミーティング)等は定期的な開催は可能か 等	○

審査項目	評価の観点	評価
6. 職員体制及び研修体制	<b>【研修体制】</b> ・職員の研修計画(年次)を作成できるか ・職員が外部研修に参加しやすい環境を整備できるか ・利用者への応接等の職員研修を実施できるか 等	△
7. 個人情報保護対策	・個人情報の漏洩、滅失、き損及び改ざんの防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることは可能か ・利用目的等個人情報の取扱いについて、利用者等への明示は可能か ・個人情報に係る職員研修を実施できるか 等	○
8. 危機管理についての取り組み	<b>【安全・安心の体制】</b> ・チェックリストに基づく巡回点検を実施できるか ・緊急連絡体制の構築及び各職員への周知を行えるか 等	○
	<b>【緊急時対応】</b> ・「緊急時対応マニュアル」(防犯・防災・疾病・傷病含む)の策定の検討・導入を行えるか ・災害用備品・備蓄品を設置・維持できるか 等	○
9. 施設・設備の維持管理	<b>【施設・設備】</b> ・日常的な保守点検をチェックリストにより実施し、報告できるか ・定期的な保守点検を計画通り実施し、抽出された課題への迅速で抜本的な対応(処置)は可能か 等	○
	<b>【備品】</b> ・施設の「備品台帳」により備品を管理できるか ・利用者が直接使用する備品に安全性に関わる損傷等がないか定期的な確認を行えるか 等	○
	<b>【清掃】</b> ・日常的な清掃の点検をチェックリストにより実施し、報告できるか ・施設の衛生管理を適切に行えるか 等	○
10. 施設の設置目的に適合する自主事業の提案	総合体育館の設置目的である「市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの普及を図り、もって健康で文化的な市民生活の向上に寄与すること」に適合した自主事業の提案がなされているか	○

### (3) 有料公園施設及び有料広場施設

【河川敷公園(野球場2面、サッカー場1面)、谷保第3公園(野球場1面、テニスコート3面)、矢川上公園(テニスコート3面)、流域下水道処理場広場(少年野球場兼ソフトボール場1面・テニスコート4面)】

#### ① 指定申請者

公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団

#### ② 審査結果

利用率の目標設定がどの施設も70%となっており、野球場やサッカー場では目標達成のための手段や見通しがややわかりにくいですが、これまでの施設の管理運営状況が良好であり、選定基準の評価の観点を全て満たしていることから、指定申請者を指定管理者の候補者に認定する。

#### ③ 付帯意見

##### ・予約システムについて

予約システムでは利用の1週間前までしか予約ができない。急ぎよ利用しなくなった場合にシステムからの予約ができるのであれば利用が増えることも考えられる。予約システムの利便性向上について検討されたい。

##### ・利用者の意見について

利用者アンケートはただ置いてあるだけでは書いてくれない。アンケート数を増やす方策について検討されたい。

## 有料公園施設及び有料広場施設指定管理者候補者選定審査結果

審査項目	評価の観点	評価結果
1. 市民等の平等な利用を確保することができるものであるか。	① 有料公園施設及び有料広場施設の運営方針は、市の施策及び施設の設置目的に合致しているか。	○
	② 一部の市民に対して、不当な利用制限や優遇をすることはないか。	○
2. 施設の効用を最大限に発揮できるものであるか。	① サービス向上を図るための取り組みが図られているか。 ・事業の内容が、施設の設置目的に合致しており、かつ利用者にとって、魅力的なものとなっているか。 ・利用者への応接等の職員研修は計画しているのか。 ・利用者の要望・意見・苦情を把握し、改善に結びつける方策はとられているか。 ・施設の運営に市民・利用者が関与することについて、方策がとられているか(市民からの企画の募集などを行っているか等)。	○
	② 事業計画の内容が、具体的、現実的であり、かつ創意工夫や積極性が見られるか。	○
	③ 施設の利用を促進させる方策(宣伝・広報等)がとられているか。	○
3. 管理運営に係る経費の削減が図られているものであるか。	① 市の算定経費に対する縮減程度はどのくらいか。 また、現実的な経費見積りがなされているか。	○
4. 管理運営を安定して行うために必要な物的能力、人的能力を有しているか。	① 適正な職員配置(専門職を含む。)となっているか。	○
	② 職員の専門的知識・技能を向上させる研修体制は講じられているか。	○
	③ 施設の管理運営の実績はどうか(公的施設等)。	○
	④ 事業開催時に日常管理運営業務に支障が出ない体制となっているか。	○
	⑤ 緊急時対策や防災対策はとられているか。	○
	⑥ 個人情報保護の管理体制は適切か。	○
	⑦ 財政基盤(経営・収支)は安定しているか。	○
5. その他	① 環境保護に配慮した取り組みを行っているか。	○
	② 施設の衛生管理は適切か。	○

## 指定管理者選定委員会等開催経過

平成30年3～4月	【指定管理者選定検討部会の設置・開催】 施設ごとに指定管理者選定検討部会を立ち上げ、指定管理者の導入手法、指定期間、選定基準等を検討
平成30年5月16日	【国立市行財政健全化推進本部会議の開催】 各施設の指定管理者選定検討部会からの報告を踏まえて、各施設の方向性について市の考え方を集約
平成30年6月29日	【平成30年度第1回国立市指定管理者選定委員会の開催】 市で集約した導入手法、指定期間、選定基準に対し、委員から意見を聴取
平成30年8月16日	【国立市行財政健全化推進本部会議の開催】 ○指定管理者選定委員会の検討結果のとおり、導入手法、指定期間、選定基準等を決定する旨を行財政健全化進本部会議において確認
平成30年8～9月	○特定とした事業者に事業計画書等の提出を依頼
平成30年9月18日	【平成30年度第2回国立市指定管理者選定委員会の開催】 ○コミュニティ施設【地域集会所(11施設)、地域福祉館(5施設)、地域防災センター(5施設)、南区公会堂】の指定管指者の指定申請者から提出された事業計画書等を審査し、指定管理者候補者を選定
平成30年10月9日	【平成30年度第3回国立市指定管理者選定委員会の開催】 ○くにたち市民芸術小ホール・くにたち郷土文化館・国立市古民家・くにたち市民総合体育館、有料公園施設及び有料広場施設、【河川敷公園(野球場2面、サッカー場1面)、谷保第3公園(野球場1面、テニスコート3面)、矢川上公園(テニスコート3面)、流域下水道処理場広場(少年野球場兼ソフトボール場1面・テニスコート4面)】の指定管理者の指定申請者から提出された事業計画書等を審査し、指定管理者候補者を選定



## 国立市指定管理者選定委員会委員名簿

(敬称略)

平成30年6月29日現在

氏名	委員区分	備考
竹内 光博	副市長	委員長
藤崎 秀明	政策経営部長	副委員長
山重 慎二	学識経験者委員	
河合 敬則	学識経験者委員	
田中 晴久	市民委員	
市岡 一彦	市民委員	
秦 和寿	市民委員	
大川 潤一	健康福祉部長	
馬橋 利行	子ども家庭部長	
橋本 祐幸	生活環境部長	
門倉 俊明	都市整備部長	
宮崎 宏一	教育次長	